



令和8年度版

特別融資制度

市内に店舗・事業所を有する法人・個人の方が利用することができます。

事業に必要な資金の融資を円滑にし、企業の振興を図るための融資制度です。

※農林漁業、金融・保険業、風俗営業飲食業等を営む方は、対象外です。

資金の使途：事業経営上必要な**運転資金**および**設備資金**が対象

保証人：必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は、原則として徴求しない。

担保：原則、不要

中小企業特別融資	小口零細企業特別融資
①限度額：1,000 万円 小口零細企業特別融資制度との合計が 1,000 万円以内	①限度額：1,000 万円 中小企業特別融資制度との合計が 1,000 万円以内、保証付き融資残高との合計が 2,000 万円以内
②利息：2.10%（令和7年度2.00%）	②利息：1.90%（令和7年度1.80%）
③期間：運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	③期間：運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
※据置期間6ヶ月以内	※据置期間6ヶ月以内

○令和8年度より利息および融資期間に変動がありますのでご注意ください。

○利子補給補助については、令和3年度の申込分から廃止となっております。

なお、令和3年3月31日までに申込のあったものは、返済を終えるまで利子補給補助を行います。

○信用保証協会の保証料補助は引き続き行います。

ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度に基づく保証料の上乗せ分は除きます。

お問い合わせ先

〒886-8501 小林市細野 300 番地 小林市役所商工観光課

TEL：0984-23-1174 FAX：0984-23-1197

E-mail：k_syoukan@city.kobayashi.lg.jp